

10月15日(月)～21日(日)は「行政相談週間」です

市では、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が毎月1回行政相談所を開設しています。登記・年金・保険・雇用など、国の仕事について、わからないこと、困りごとがありましたら気軽に相談してください。(相談無料・秘密厳守)

相談日時＝10月18日(木)13時～16時

相談場所＝市役所3階311会議室

※10月以外は毎月第3木曜日・市民相談室で開設

問合せ＝人権施策推進課(内線245)

大規模な土地取引をしたら届出が必要です～10月は土地月間～

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約(予約を含む)をした時は、権利取得者(例えば、買主)は、契約日から2週間以内に土地売買等の届出をしなければなりません。

◆届出が必要な土地の面積＝

市街化区域：2,000㎡以上

市街化調整区域：5,000㎡以上

都市計画区域外：10,000㎡以上

◆届出先＝届出書に必要事項を記入し、添付書類(契約書の写し、地図など)とともに、土地の所在する市町村役場に届け出てください。

◆審査内容＝土地の利用目的が、土地利用基本計画などの土地利用に関する計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります。

◆罰則＝届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6カ月以下の懲役、または、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

詳細・問合せ＝奈良県地域振興部地域政策課(☎0742-27-8484) (都市計画課)

シルバー人材センター入会説明会

60歳以上の健康で働く意欲のあるみなさん、様々な就業を通じて地域社会へ参加し、生活を充実させませんか！特に、企業・病院等の清掃業務やスーパーの商品出し業務の依頼が多くなっています。

日時＝毎月第3木曜9時30分から

場所＝シルバー人材センター(奈良県郡山総合庁舎内)(満願寺町)

問合せ＝シルバー人材センター(☎52-8300)

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



買ったばかりの子犬が病気に...

大和郡山市消費者センター
☎53-1583(直通)
相談受付 月～金曜
9時～16時

生後2か月の子犬をペットショップで30万円で購入した。しかし1週間後に先天性の病気があることがわかり、治療費に50万円かかることが分かった。手放すつもりはないので、治療費を支払ってもらいたい

ペットショップには、健康なペットを引き渡す義務があります。ペットが引き渡された時にすでに病気であったことが証明できれば、ペットショップに治療費を請求することが出来ます。そのためには、まず獣医師の診断書を取ることが必要です。

しかしペットショップによっては、「負担する治療費は販売価格の範囲内とする」、あるいは「問題が発生した時には交換対応とする」などの特約をもうけ、責任を限定している場合もあります。

また、疾患の程度がひどく日常生活を送れないほど重症の場合は、解約をして返金を求めることもできます。しかし、一旦飼い始めたペットには愛情が湧き、一般の商品のように返品や交換で済まず、という気持ちにはなれないこともあります。飼い主には、一度飼いをはじめたら最後まで飼いつづけるための努力も求められます。

～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*

動物愛護管理法によって、ペットショップは登録が義務付けられています。また購入希望者に、動物の適正な飼い方や病歴、ワクチンの接種状況、親兄弟の遺伝性疾患の発生状況、繁殖者の氏名や住所などを情報提供することも、義務付けられています。

ペットを購入するに当たっては登録店であるかを確認し、店内の衛生状態や購入したいと思うペットの様子を実際によく観察し、保証の有無やその内容など、事前の説明をよく聞きましょう。